

## 東大阪市上下水道局物品購入等制限付き一般競争入札実施要綱

令和8年3月27日

東大阪市上下水道局内規第上6号

(趣旨)

第1条 この内規は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、東大阪市上下水道局水道契約規程（平成23年東大阪市上下水道局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）その他別に定めがあるもののほか、本市（水道事業会計に係るものに限る。以下同じ。）が発注する物品の購入若しくは修繕又は製造の請負、買入れ、借入れ若しくは売払い（以下「物品購入等」という。）について、施行令第167条の5の2の規定による入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本市が発注する物品購入等のうち、契約規程第25条に定める額を超える案件とする。ただし、制限付一般競争入札に付することが適当でないと東大阪市上下水道事業管理者が認める案件については、この限りでない。

(入札参加申請資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の入札参加有資格業者名簿（物品・役務）に登載されている業者であって、案件ごとに定める入札参加業種種目を希望している者であること。
- (2) 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第共15号。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その他案件ごとに定める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 制限付一般競争入札に付す場合は、契約規程第6条に基づき公告するものとする。

(申請書等の提出)

第5条 制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期限までに競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び必要な資料を提出するものとする。

2 提出期限までに申請書及び資料を提出しない者は、入札に参加することができないものとする。

3 申請書及び資料の提出期限、提出方法及び必要な資料等は別に定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 前条第1項の規定により申請書等の提出があったときは、当該制限付一般競争入札に係る参加資格の有無について確認するものとする。

2 制限付一般競争入札に係る参加資格の有無を確認したときは、申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者(以下「資格不認定者」という。)に対しては、その理由を付するものとする。

(入札に参加できない者)

第7条 次に掲げる者は、対象案件の入札に参加できないものとする。応札した場合は、無効の入札となる。

(1) 入札参加申請書を提出した日から入札時までの間において、新たに入札参加停止要綱に基づき入札参加停止となった者

(2) 入札参加申請期限日までに申請しなかった者又は資格不認定者

(3) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱(平成28年東大阪市上下水道局内規第共3号)に基づく入札参加除外期間中である者

(4) 次のいずれかの関係に該当する者同士

ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第

67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(5) 組合とその組合員の関係にある者

(その他)

第8条 本制度の実施にあたり、この内規に定めのない事項は別に定める。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。